

## 市第 124 号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正について

### <改正理由及び概要>

国において人事院規則が改正され、国家公務員については不妊治療のための特別休暇が新設されました。

本市においても妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正を行います。

### 1 新設する特別休暇

(1) 休暇名称

「出生支援休暇」

(2) 取得事由

不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等）に伴う通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(3) 取得期間

原則として1年につき5日

体外受精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、さらに5日を加えた10日の範囲内とします。

(4) 取得単位

1日又は1時間

#### 【取得事由及び期間】

取得事由	検査	タイミング法	人工授精	体外受精	顕微授精等
		(一般不妊治療)			(生殖補助医療)
取得期間	上限5日間			上限10日間	

### 2 施行期日

令和4年4月1日